利用者の皆様へ

緊急事態宣言発令等の状況による対応

このことにつきまして、下記のとおり、新型コロナウィルス感染予防対策を強化して 開館をいたしますので、ご協力をお願いします。

記

- 1 期日 令和3年1月8日から1月20日 ※追加延長及び短縮の場合あり
- 2 理由 新型コロナウィルス感染拡大により、予防対策を強化いたします
- 3 強化 1)健康チェック、手洗い及び消毒、マスク着用等の感染予防対策の徹底
 - 2) 市外利用者(特に東京、千葉、神奈川、埼玉) へ越県利用自粛を依頼
 - 3) 利用日3日前のキャンセルはコロナ感染拡大防止のため料金を徴収しない
 - 4) 感染拡大防止追跡調査アプリ「いばらきアマビエちゃん」に登録をする。

4 対応

「追跡調査名簿等にある記入強化。健康チェック等の強化を行います」

「微熱や体調不良のある方や、2週間以内に検査を受診及び濃厚接触者となった方は利用不可」

「感染予防対策が守られていないと判断した場合は最悪中止してもらう場合もあります」

「緊急事態宣言発令都県民に対し、越県の利用自粛をお願いします」

「コロナ感染拡大防止のため、キャンセルによる利用料徴収はしない」

「運動施設管理業務において、一部リモート業務を採用しております」

5 その他

感染拡大状況及び神栖市等より特別な指示があった場合は、見直しとなります

【神栖市運動施設指定管理者】

公益財団法人神栖市文化・スポーツ振興公社 スポーツ振興グループ 波崎体育館・土合体育館担当